第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の21第1項各号 (無償増資及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定) 若しくは第2項 (資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準)、法第72条の22 (特定内国法 人等の資本金等の額の算定)、課税標準の特例(法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項又は第23項)、地方税法 等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」と いいます。) 第72条の21第1項各号、附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26(非課税事業を併せて行う法 人等の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、 第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又 は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資 本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を添付してください。
- (3) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の 欠損の塡補を行った法人)にあっては、資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類(株 主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を添付してください。
- (4) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の塡補に充 てた法人)にあっては、剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事 録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

欄	記載のしかた	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
(③及び④、⑭及び⑮、⑯から	算による中間申告)若しくは第72条の48第2項ただし書(前事	
劉までの各欄)	業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告)の規定又は	
	令和2年旧法第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の48第	
	2項ただし書による申告にあっては、当該事業年度開始の日か	
	ら6月を経過した日の前日)現在における従業者の数により記	
	載します。	
	* 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の4	
	8第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人	
	の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在にお	
	ける従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	収入金額課税事業を併せ
	載します。	て行う内国法人又は同法人
	(1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事	で、かつ、法第72条の21第
	業をいいます。以下同じです。)を併せて行う内国法人 第	1項各号、令和2年旧法第
	6 号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結	72条の21第1項各号又は課
	個別資本金等の額3」の図の欄の金額	税標準の特例(法附則第9
	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項各号若しく	条第1項若しくは第23項又
	は第2項、令和2年旧法第72条の21第1項各号又は課税標準	は令和2年旧法附則第9条
	の特例(法附則第9条第1項若しくは第23項又は令和2年旧	第1項)の規定の適用を受
	法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人 ②、②又	ける法人が記載します(以
	は33の各欄の金額	下5まで同じです。)。
4 「収入金額課税事業以外の事業	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
に係る資本金等の額②」	り捨てた金額を記載します。	
5 「収入金額課税事業以外の事業	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国	(2)において、従業者の数
に係る期末の従業者数③」及び	法人」といいます。) にあっては、③の欄には収入金額課税	を合計した数を当該事業年
「期末の総従業者数④」	事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所(以下「事務	度の月数で除した数に1人
	所等」といいます。) 及び外国の事務所等の従業者の合計数	に満たない端数を生じたと
	を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の	きは、これを1人とします。
	従業者の合計数を記載します。	
	(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事	
	業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以	
	外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月	
	数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属	
	する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に	
	係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して	
	得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入	
	金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度	

6 「月数按分後の資本金等の額⑤」	の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合 (ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで、第17項及び第23項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を受ける法人	
7 「外国の事業に係る控除額®」 8 「非課税事業に係る控除額⑩」 9 「課税標準の特例に係る控除額 ⑪」	(1) 第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2の⑪の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に業がする。(3) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業に係る別表5の2の2⑪の世の合計額、同表®の別表5の2の2⑪の世の合計額、同表®の問題を指します。 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (5) を読み替えて計算する場合には、それを零として計算し、「即表5の」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額及び同表⑪の個の合計額と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額及び同表⑪の欄の合計額の合計額と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額及び同表⑪の欄の合計額と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額及び同表⑪の欄の合計額及び同表⑪の欄の合計額を記載してください。なお、「別表5の2の2⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑫の欄の合計額又は同表⑱の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。	
10「特定内国法人の付加価値額の 総額に占める国内の事業に帰属 する付加価値額の割合⑬」	(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及	により外国の事業に帰属す

	び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載してください。なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。	りません。
	性では、 性が はない はん	
11「国内における非課税事業に係	(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額	(2)において、従業者の数
る期末の従業者数⑭」及び「国	課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。	を合計した数を当該事業年
内における事務所又は事業所の	(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事	度の月数で除した数に1人
期末の従業者数⑮」	業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有す	に満たない端数を生じたと
	る事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計し	きは、これを1人とします。
	た数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑤の欄	
	には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施	
	行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者 の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当	
	該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に	
	有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業(法第	
	72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限	
	ります。以下「その他の事業」といいます。)に係る者の数	
	を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計	
	した数を記載します。	
	(イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途におい	
	て非課税事業を開始した場合	
	(ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において	
	その他の事業の事業を開始した場合	
	(ハ) その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が	
	事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃 止した場合	
 12「資本金等の額®」	法第72条の21第1項各号又は令和2年旧法第72条の21第1項	法第72条の21第1項各号
	各号の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表	
	「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の図の	
	欄の金額を記載します。	を受ける法人が記載します
		(以下14まで同じです。)。
13「法第72条の21第1項第1号に	法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1	
係る加算⑰」	項第1号の規定の適用を受ける法人が記載します。	
14「法第72条の21第1項第2号及	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それ	
び第3号に係る控除⑱」	ぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第	
	1 項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日か	
	ら平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による	
	資本の欠損の塡補に充てた金額及び資本準備金による資本の	
	欠損の塡補に充てた金額	
	(2) 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第	
	1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以	
	後に、会社法第446条に規定する剰余金(同法第447条又は第	
	448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、	
	剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限りま	
	す。)を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の塡	
l .	補に充てた金額	1

備金の額②」	の29の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	税の明細書(別表 5(1))の 「II 資本金等の額の計算 に関する明細書」に記載し たところに準じて記載しま す。
16「資本金の額②」	課税標準の特例(法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の2回の欄の金額を記載します。	課税標準の特例(法附則 第9条第1項又は令和2年 旧法附則第9条第1項)の 規定の適用を受ける法人が 記載します(17において同 じです。)。
17「法附則第9条第1項に係る額 ⑬」	法附則第9条第1項又は令和2年旧法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
18「月数按分後の資本金等の額函」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を受ける法人第6号様式別表5の2の値の欄の金額(2)(1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額を控除した金額	旧法附則第9条第7項)の 規定の適用を受ける法人が 記載します(以下21まで同
19「課税標準の特例に係る控除割合図」	課税標準の特例(法附則第9条第4項から第6項まで及び第1 7項)の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該 法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額図」	課税標準の特例(法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額❷」	課税標準の特例(法附則第9条第7項又は令和2年旧法附則 第9条第7項)の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条 の2第1項の規定により計算した金額を記載します。	
22「課税標準の特例に係る控除額 ⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
23「資本金等の額⑪」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項各号又は第2項の規定の適用を受ける法人 ②の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の②の欄の金額	課税標準の特例(法附則 第9条第23項)の規定の適 用を受ける法人が記載しま す(以下25まで同じです。)。
24「政府の出資の金額図」	課税標準の特例(法附則第9条第23項)の規定の適用を受ける法人が、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第36条の6の規定による政府の出資の金額を記載します。	
25「法附則第9条第23項に係る額 ③」	課税標準の特例(法附則第9条第23項)の規定の適用を受ける法人が、③の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額を記載します。	
26「月数按分後の資本金等の額図」	第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業 年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額に より計算してください。	外国法人が記載します (以下29まで同じです。)。
27「外国の事業に係る控除額億」 及び「非課税事業又は収入金額 課税事業に係る控除額億」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数 金額を切り捨てた金額を記載します。	
28「期末の総従業者数⑩」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
29「国内における非課税事業又は 収入金額課税事業に係る期末の 従業者数⑪」及び「国内におけ	次に掲げる場合に該当する場合には、④の欄には、当該事業 年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のう ち非課税事業又は収入金額課税事業(以下「非課税事業等」と	従業者の数を合計した数 を当該事業年度の月数で除 した数に1人に満たない端

業者数⑫」

る事務所又は事業所の期末の従 いいます。) に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で 数を生じたときは、これを 除して得た数を記載し、⑫の欄には、各事業年度に属する各月 1人とします。 の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に 係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数 と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従 業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業 年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。

- (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非 課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてそ の他の事業を開始した場合
- (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事 業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止 した場合